

資金繰りなどの支援を拡充します

事業者の皆さまの資金繰りなどを支援するため、以下をはじめとする様々な支援の拡充を行います。

- (資金繰り) ○ 創設される県の融資制度の利子(3年間)と信用保証料を補給
- 市の融資制度の返済猶予等の条件変更を受ける際に必要となる信用保証料を補給
 - 岐阜県返済ゆったり資金(借換資金)の利子(3年間)と信用保証料を補給(一部控除あり) など
- (経営革新) ○ 国の「中小企業生産性革命推進事業・特別枠」の活用に係る事業者負担分を補助
- 県の「新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金」の活用に係る事業者負担分を補助

問合 商工課 ☎ 35-3144

市役所臨時職員の緊急雇用を行います

新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方や、就労の機会を失った方を市の臨時職員(会計年度任用職員)として雇用します(25人を予定)。

- (雇用期間) 令和2年4月～令和3年3月31日(最長)
- (勤務時間) 7.75時間/日 (月額給与) 147,200円～156,300円(前歴による)
- (選考) 臨時職員登録者から選考採用 ※臨時職員登録方法は市ホームページに掲載

問合 総務課 ☎ 35-3133

市営住宅の入居要件を緩和します

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇などの理由により住宅から退去を余儀なくされている方のうち、市営住宅への入居について「60歳未満の単身者」も一時的に入居できるようにします。

- (期間) 3か月(3ヶ月毎の延長、最長12カ月)

問合 建築住宅課 ☎ 35-3176

町内会や市民団体による生活支援活動に対して助成制度を創設します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民生活を支援する事業を行う「町内会や市民団体」に対して、助成を行います。

- (助成額) 上限20万円(補助率10/10) (対象期間) 令和2年4月～令和3年3月31日

問合 協働推進課 ☎ 35-3412

新型コロナウイルス総合窓口を開設しています

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者や市民の皆さまの経済活動や市民生活に関する相談などの対応を一括して行う「新型コロナウイルス総合窓口」を設置しています。

相談対象 新型コロナウイルス感染症の影響によって生じている困りごと(事業者、市民)

- 資金繰り(融資) ○ 雇用の維持 ○ 税や国民健康保険料等の納付の猶予 など

設置場所 市役所 地下 市民ホール(花岡町2) **開設時間** 午前9時～午後7時

設置期間 令和3年3月31日(水)まで(当面、土・日・祝日も開設) ※終期は今後変更有

※お願い

相談者の皆様が会場内に密集することを避けるため、直接市役所へ出向く必要がないご相談は、電話、FAX、Eメールを使用いただくようご協力をお願いします。

専用ダイヤル ☎ 36-0024 FAX 36-0133

(Eメール) sougo-madoguchi@city.takayama.lg.jp

- 発熱、体調不良などの症状がある方には、入室をご遠慮いただく場合があります。

※感染や心身の健康に関するご相談については、下記へお問合せください。

飛驒保健所(☎ 33-1111 内線 309) 相談受付時間は 24 時間 健康推進課(☎ 35-3160)